
平成29年 第4回(定例)由布市議会会議録(第6日)

平成29年12月19日(火曜日)

議事日程(第6号)

平成29年12月19日 午前10時00分開議

- 日程第1 請願・陳情について
- 日程第2 議案第55号 由布市条件付返還免除型奨学資金条例の制定について
- 日程第3 議案第56号 由布市議会議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部改正について
- 日程第4 議案第57号 由布市特別職の職員で常勤のものの給与に関する条例の一部改正について
- 日程第5 議案第58号 由布市職員の給与に関する条例の一部改正について
- 日程第6 議案第59号 由布市税特別措置条例の一部改正について
- 日程第7 議案第60号 由布市教育委員会教育長の給与、勤務時間等に関する条例の一部改正について
- 日程第8 議案第61号 由布市地域活性化拠点施設「おおつる交流センター」の指定管理者の指定について
- 日程第9 議案第62号 由布市湯布院福祉センターの指定管理者の指定について
- 日程第10 議案第63号 由布市観光情報発信拠点施設「由布市ツーリストインフォメーションセンター」の指定管理者の指定について
- 日程第11 議案第64号 由布市奥江休暇村センターの指定管理者の指定について
- 日程第12 議案第65号 由布市庄内特産品販売所「かぐらちゃや」の指定管理者の指定について
- 日程第13 議案第66号 由布市里の駅陣屋市場の指定管理者の指定について
- 日程第14 議案第67号 由布市川西農村健康交流センターの指定管理者の指定について
- 日程第15 議案第68号 由布市下湯平地域特産物加工施設の指定管理者の指定について
- 日程第16 議案第69号 由布市乙丸温泉館の指定管理者の指定について
- 日程第17 議案第70号 由布市狭霧台園地の指定管理者の指定について
- 日程第18 議案第71号 大分地域広域市町村圏協議会の廃止に関する協議について
- 日程第19 議案第72号 平成29年度由布市一般会計補正予算(第4号)
- 日程第20 議案第73号 平成29年度由布市介護保険特別会計補正予算(第2号)

日程第21 議案第74号 平成29年度由布市簡易水道事業特別会計補正予算（第3号）

日程第22 議案第75号 平成29年度由布市水道事業会計補正予算（第2号）

日程第23 議会広報編集特別委員会の設置

日程第24 議会活性化調査特別委員会の設置

日程第25 日出生台演習場対策特別委員会の設置

日程第26 予算特別委員会の設置

追加日程

日程第1 閉会中の継続審査・調査申出書

本日の会議に付した事件

日程第1 請願・陳情について

日程第2 議案第55号 由布市条件付返還免除型奨学資金条例の制定について

日程第3 議案第56号 由布市議会議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部改正について

日程第4 議案第57号 由布市特別職の職員で常勤のものの給与に関する条例の一部改正について

日程第5 議案第58号 由布市職員の給与に関する条例の一部改正について

日程第6 議案第59号 由布市税特別措置条例の一部改正について

日程第7 議案第60号 由布市教育委員会教育長の給与、勤務時間等に関する条例の一部改正について

日程第8 議案第61号 由布市地域活性化拠点施設「おおつる交流センター」の指定管理者の指定について

日程第9 議案第62号 由布市湯布院福祉センターの指定管理者の指定について

日程第10 議案第63号 由布市観光情報発信拠点施設「由布市ツーリストインフォメーションセンター」の指定管理者の指定について

日程第11 議案第64号 由布市奥江休暇村センターの指定管理者の指定について

日程第12 議案第65号 由布市庄内特産品販売所「かぐらちゃや」の指定管理者の指定について

日程第13 議案第66号 由布市里の駅陣屋市場の指定管理者の指定について

日程第14 議案第67号 由布市川西農村健康交流センターの指定管理者の指定について

日程第15 議案第68号 由布市下湯平地域特産物加工施設の指定管理者の指定について

日程第16 議案第69号 由布市乙丸温泉館の指定管理者の指定について

- 日程第17 議案第70号 由布市狭霧台園地の指定管理者の指定について
日程第18 議案第71号 大分地域広域市町村圏協議会の廃止に関する協議について
日程第19 議案第72号 平成29年度由布市一般会計補正予算（第4号）
日程第20 議案第73号 平成29年度由布市介護保険特別会計補正予算（第2号）
日程第21 議案第74号 平成29年度由布市簡易水道事業特別会計補正予算（第3号）
日程第22 議案第75号 平成29年度由布市水道事業会計補正予算（第2号）
日程第23 議会広報編集特別委員会の設置
日程第24 議会活性化調査特別委員会の設置
日程第25 日出生台演習場対策特別委員会の設置
日程第26 予算特別委員会の設置
追加日程
日程第1 閉会中の継続審査・調査申出書

出席議員（20名）

1番 佐藤 孝昭君	2番 高田 龍也君
3番 坂本 光広君	4番 吉村 益則君
5番 田中 廣幸君	6番 加藤 裕三君
7番 平松恵美男君	8番 太田洋一郎君
9番 野上 安一君	10番 加藤 幸雄君
11番 工藤 俊次君	12番 鷺野 弘一君
13番 甲斐 裕一君	14番 溝口 泰章君
15番 淵野けさ子君	16番 佐藤 人已君
17番 田中真理子君	18番 工藤 安雄君
19番 長谷川建策君	20番 佐藤 郁夫君

欠席議員（なし）

欠 員（なし）

事務局出席職員職氏名

局長 首藤 康志君	書記 一野 英実君
書記 小川 晃平君	

説明のため出席した者の職氏名

市長	相馬 尊重君	教育長	加藤 淳一君
総務課長	奈須 千明君	財政課長	一尾 和史君
総合政策課長	漆間 尚人君	会計管理者	佐藤 久生君
建設課長	大嶋 幹宏君		
福祉事務所長兼福祉課長			佐藤 公教君
商工観光課長	衛藤 浩文君		
挾間振興局長兼地域振興課長			森下 祐治君
庄内振興局長兼地域振興課長			八川 英治君
湯布院振興局長兼地域振興課長			右田 英三君
教育次長兼教育総務課長			板井 信彦君
消防長	江藤 修一君		

午前10時00分開議

○議長（佐藤 郁夫君） 皆さんおはようございます。本定例会も本日が最終日です。議員及び執行部各位には、連日の審査等でお疲れのことと存じますが、最後までよろしくお願ひ申し上げます。

ただいまの出席議員数は20人です。定足数に達しておりますので、これより本日の会議を開きます。

執行部より、市長、教育長及び関係課長の出席を求めています。

本日の議事日程は、お手元に配付の議事日程第6号により行います。

○議長（佐藤 郁夫君） まず、日程第1、請願・陳情についてを議題とします。

今定例会にて付託いたしました請願2件、陳情1件について、常任委員長に審査の経過と結果について報告を求めます。

まず、総務常任委員長、甲斐裕一君。

○総務常任委員長（甲斐 裕一君） 皆さん、おはようございます。総務常任委員長、甲斐でございます。よろしくお願ひします。

では、請願・陳情審査報告をいたしたいと思ひます。

本委員会に付託の請願・陳情は、審査の結果、下記のとおり決定したので、由布市市議会会議規則第143条第1項の規定により報告します。

日時は平成29年12月13日、審査、29年12月14日に審査、まとめをいたしました。

場所は本庁舎3階第1委員会室でございます。出席者は総務常任委員全員でございます。書記は議会事務局でございます。

では、審査結果、受理番号5庄内町畑田新駅設置について。

委員会の意見。本請願は、庄内町畑田に新駅「庄内中央駅」仮称でございます。の設置を求めらるるものである。平成27年第3回定例会より継続審査としてきたが、平成29年10月の由布市議会の改選により廃案となり、今回、新たに提出されたものであります。

委員会の意見として、請願者の願意は十分理解できるが、今後、さらに研究する必要があるとの意見が出され、調査・研究していくとの結論に至りました。

慎重に審議した結果、継続審査すべきと決定いたしました。

陳情でございます。受理番号8「私たちは、市に対して本件土地の売買契約書中の契約解除条項を誠実に履行することを求めます」。

本陳情は、平成28年第1回定例会より継続審査となり、平成29年10月の由布市議会の改選により廃案となり、今回、新たに陳情されたものである。

塚原全共跡地での太陽光発電施設事業計画において、由布市が湯布院塚原プロパティ合同会社との間で締結した土地売買契約書中の契約解除条項を誠実に履行することを求めるものであります。

委員会の意見として、執行部より訴訟による2つの裁判があり終了したものの、事業者のさらなる地元説明の必要があるとの説明を受け、この結果を見守る必要があると判断いたしました。

慎重に審査した結果、継続審査すべきと決定いたしました。

以上でございます。審議の上、よろしく申し上げます。

○議長（佐藤 郁夫君） 次に、産業建設常任委員長、鷲野弘一君。

○産業建設常任委員長（鷲野 弘一君） それでは、請願の審査報告を行います。

本委員会に付託の請願は、審査の結果、下記のとおり決定したので、由布市議会会議規則第143条第1項の規定により報告をいたします。

日時、平成29年12月13日、14日、請願審査とまとめを行っております。

場所は本庁舎新館3階第3委員会室で行っております。出席者は、ここに表示のとおりでございます。また、書記は議会事務局が担当しております。

審査結果は下記のとおりになっております。

受理番号6、件名、種子法廃止に伴う万全の対策を求める請願。

本請願は、主要農作物種子法、（種子法）です。廃止法の成立に伴い、都道府県の取り組みが後退することがないように予算措置を講じ、地域の公有財産である種子が民間に委ねられないよう

な対策を求めるため、意見の提出を求めるもの。

請願者からの意見聴取を行い、請願の趣旨説明を受けました。

委員会として、国・県の対応もはっきりしておらず、また提出する意見の内容の精査も含めて、慎重に審査をする必要があるとの意見が出されました。

審査の結果、継続審査とすべきと決定しました。

以上です。よろしくお願いいたします。

○議長（佐藤 郁夫君） 委員長の報告が終わりました。各委員長の報告のとおり請願受理番号5「庄内町畑田新駅設置について」及び請願受理番号6「種子法廃止に伴う万全の対策を求める請願」並びに陳情受理番号8「私たちは、市に対して、本件土地の売買契約書中の契約解除条項を誠実に履行することを求めます」は、いずれも継続審査です。

○議長（佐藤 郁夫君） 次に、日程第2、議案第55号から、日程第22、議案第75号までの21件を一括議題とします。

付託しております各議案について、各常任委員長にそれぞれの議案審査に係る経過と結果について、報告を求めます。

まず、総務常任委員長、甲斐裕一君。

○総務常任委員長（甲斐 裕一君） では、総務常任委員会から委員会審査報告をいたします。

本委員会に付託の事件は、審査の結果、下記のとおり決定したので、由布市議会会議規則第110条の規定により報告します。

日時は平成29年12月13日、14日の2日間でございます。

場所は本庁舎新館3階の第1委員会室で行いました。出席者は総務常務委員会委員皆さんでございます。全員でございます。担当課は記載のとおりです。書記は議会事務局にお願いしました。

審査の結果。議案第56号、由布市議会議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部改正について。

経過及び理由。本条例の改正は、一般職員の給与改定に準じて期末手当の支給月数の改正を行うものである。

慎重審査の結果、賛成多数で可決すべきと決定。

議案第57号、由布市特別職の職員で常勤のもの給与に関する条例の一部改正について。

経過及び理由。本条例の改正は、一般職員の給与改定に準じて期末手当の支給月数の改正を行うものである。

慎重審査の結果、賛成多数で可決すべきと決定。

議案第58号、由布市職員の給与に関する条例の一部改正について。

経過及び理由。本条例の改正は、人事院勧告に準ずる給与改定に伴い、条例改正が必要なため改正するものである。

慎重審査の結果、全員一致で可決すべきと決定。

議案第59号、由布市税特別措置条例の一部改正について。

経過及び理由。本条例の改正は、企業立地の促進等による地域における産業集積の形成及び活性化に関する法律の一部改正に伴い、条例を整備するものである。

慎重審査の結果、全員一致で可決すべきと決定。

議案第61号、由布市地域活性化拠点施設「おおつる交流センター」の指定管理者の指定について。

経過及び理由。「おおつる交流センター」は、庄内町大津留地区にて平成28年に閉校された大津留小学校跡地を利用して、地域の活性化を図るため、拠点施設として整備されたものである。今回、指定管理者として、地元の大津留まちづくり協議会を指定するものである。

委員会の意見として、本施設は由布市での初の試みであることから、地域の活動も大いに期待するが、行政の後押しを望むことの見解を付しました。

慎重審査の結果、全員一致で可決すべきと決定。

議案第69号、由布市乙丸温泉館の指定管理者の指定について。

経過及び理由。本議案は、指定管理の指定期間が終了するため、再度、乙丸区を指定管理者として指定するものである。

慎重審査の結果、全員一致で可決すべきと決定。

議案第70号、由布市狭霧台園地の指定管理者の指定について。

経過及び理由。申請団体の顧問である野上安一議員は、地方自治法第117条の規定により除斥の対象となることから、本審査には参加していなかったことを報告いたします。

本議案は、指定管理の指定管理期間が終了するため、再度、由布岳南山麓景観保全機構を指定管理者として指定するものである。

慎重審査の結果、全員一致で可決すべきとの決定をいたしました。

議案第71号、大分地域広域市町村圏協議会の廃止に関する協議について。

経過及び理由。本議案は、新たな広域行政の枠組みとして形成された連携中枢都市圏（大分都市広域圏）において、活動を引き継ぐこととされたことと併せ、第2次基本計画期間が平成29年末で終了することから、平成29年12月31日をもって協議会を廃止するものである。

慎重審査の結果、全員一致で可決すべきと決定。

議案第72号、平成29年度由布市一般会計補正予算（第4号）。

経過及び理由。本定例会の補正予算は、歳入歳出にそれぞれ2億6,911万4,000円を追

加し、歳入歳出それぞれ194億8,434万1,000円にするものである。

当委員会に係る補正予算の主なものは、歳入では、入湯税の1,000万円。21款5項雑入で1,792万4,000円。22款1項総務債の湯布院複合施設整備事業5,640万円が主なものである。

歳出では、2款1項9目湯布院複合施設整備事業委託料5,944万8,000円。9款1項1目消防資機材整備事業の福万山で無線基地局修繕費を含む272万9,000円。9款1項2目非常備消防活動推進事業の消防団出動に伴う費用弁償として282万8,000円。9款1項3目災害対策環境整備事業の工事請負費665万2,000円が主なものである。

委員会の意見として、湯布院複合施設整備事業の設計業務に当たっては、市民の声、関係団体、さらには準備室を設置する際には、各関係課の職員の配置を行い、意見の集約を行うこと。また、市民の防災危機の意識を高めるため、防災ラジオの意義、位置づけを周知すること等の意見を付した。

慎重審査の結果、全員一致で可決すべきと決定。

慎重審議の上、御可決賜りますようよろしくお願いいたします。

○議長（佐藤 郁夫君） 次に、教育民生常任委員長、加藤幸雄君。

○教育民生常任委員長（加藤 幸雄君） 教育民生常任委員会委員長、加藤幸雄でございます。委員会審査報告を行います。

本委員会に付託の事件は、審査の結果、下記のとおり決定したので、由布市議会会議規則第110条の規定により報告します。

日時、平成29年12月13日から14日、議案審査、まとめ。

場所、本庁舎3階第2委員会室。出席者、教育民生常任委員会委員全員でございます。担当課はごらんとおりでございます。書記は議会事務局です。

議案第55号、由布市条件付返還免除型奨学資金条例の制定について。

経過及び理由。本議案は、優良な学生、または生徒であり、経済的な理由のため修学が困難である者に必要な資金を貸与し、かつ一定の条件を満たす者による返還を免除することにより、由布市の次代を担う人材を育成することを目的とした条例を制定するものです。

奨学生に対し、貸与終了から10年間市内に居住することで、返還額の半額を免除などの特徴があります。

委員からは、育った貴重な人材の流出を防ぐ点を評価するとともに、その資源の枯渇を心配する声も上がりました。毎年度人員を10人以内とすることで、できるだけ多くの優秀な人材に行き渡るよう工夫し、運用していきたいと説明がなされました。

慎重審査の結果、全員一致で原案可決すべきと決定しました。

議案第60号由布市教育委員会教育長の給与、勤務時間等に関する条例の一部改正について。

経過及び理由。本議案は、議案第57号、58号と同様に、教育委員会教育長の期末手当を0.05月分引き上げ、3.05月とする給与、勤務時間等に関する条例の一部を改正するもので、これは、人事院勧告に準じる給与改定に伴う一般職員の改定に準ずるものです。

慎重審査の結果、全員一致で原案可決すべきと決定しました。

議案第62号、由布市湯布院福祉センターの指定管理者の指定について。

経過及び理由。本委員会委員淵野けさ子議員は、指定管理者である社会福祉法人由布市社会福祉協議会の副会長職であることから、地方自治法第117条の規定により除斥の対象となり、本審査には参与していないことを報告します。

本議案は、由布市湯布院福祉センターの指定管理者を社会福祉法人由布市社会福祉協議会と指定するものです。

これまでの訪問介護事業、居宅介護支援事業、生活支援体制整備事業に加え、新たに生活困窮者等緊急現金貸付事業やフードバンク事業、子ども食堂事業も始めることなどについて説明がありました。

委員からは、指定管理者の指定についてはやむを得ないものの、平成29年4月以降に廃止された通所デイサービス事業について、実際に老老介護や介護難民が生まれている状況を踏まえ、民間等でカバーができない部分について、市民に不利益にならないよう、指定管理者、または市が補助金を出す等の施策を講じる必要があるのではないかという意見が出されました。

慎重審査の結果、全員一致で原案可決すべきと決定しました。

議案第72号、平成29年度由布市一般会計補正予算（第4号）。

経過及び理由。本補正予算案は、歳入歳出の総額にそれぞれ2億6,911万4,000円を追加し、総額を194億8,434万1,000円とするものです。

当常任委員会に関する歳入の主なものは、15款1項施設型給付費として2,357万2,000円。生活保護費として2,244万4,000円です。

歳出の主なものとして、3款1項1目社会福祉総務費の1,500万円は、挟間庁舎3階に予定している由布市挟間老人センターを移転することに伴う工事請負費。3款3項1目生活保護総務費の3,644万2,000円は、過年度精算に伴う国費・県費の返納金。3款2項2目子育て支援費4,986万3,000円は、保育士の処遇改善に伴う給付費。4款1項2目母子保健費の2,030万3,000円は、償還払いから現物払いに移行したことで、受診率が1.8倍となったことに伴う子ども医療費助成金。10款1項2目教育総務費の344万4,000円は、小・中学校の壊れた机や椅子の備品購入費。10款3項2目学校管理費の141万8,000円は、挟間、庄内中学校のエアコンの電気料と夏季のデマンドが上がった分の光熱水費。10款5項

1 目学校給食費の405万4,000円は、給食センターにおいて、保健所より食中毒防止の観点から、室内温度に関する指導がなされ、それに従いエアコンの温度設定を一定にしたため、電気料とデマンドが上昇したことに伴う光熱水費と、劣化と破損による食器等の購入に伴う消耗品費です。

また、今回、複合施設建設工事に伴い、10款6項2目公民館費から2,920万7,000円の設計委託料の組みかえがあり、委員からは、準備室を設置するという市長の答弁もあったが、複合施設とする以上、社会教育課ほか関係各課が情報連携を密にするよう意見が付されました。

慎重審査の結果、全員一致で原案可決すべきと決定しました。

議案第73号、平成29年度由布市介護保険特別会計補正予算（第2号）。

本補正予算案は、歳入歳出予算の総額から332万4,000円を減額し、総額を42億438万2,000円とするものです。

歳入のうち、3款2項3目介護保険事務交付金の98万円は、平成30年4月施行の介護保険制度改正に伴うシステム改修に伴う整備費用に対する国庫補助金です。

歳出の主なものは、これまでの実績から、今後の介護給付費の増減を見込んだ予算措置です。

慎重審査の結果、全員一致で可決すべきと決定しました。

御審議のほど、よろしくお願いいたします。

○議長（佐藤 郁夫君） 次に、産業建設常任委員長、鷲野弘一君。

○産業建設常任委員長（鷲野 弘一君） 産業建設常任委員長、鷲野弘一です。

本委員会に付託の事件は、下記のとおり決定しましたので、報告いたします。

日時、平成29年12月13日、14日、議案審査、まとめです。

場所は本庁舎新館3階第3委員会室です。出席者は、ここに書いてるとおりでございます。また、担当課、またここに書いてるとおりでありまして、書記は議会事務局がやっております。

それでは、内容に入ります。

議案第63号、由布市観光情報発信拠点施設「由布市ツーリストインフォメーションセンター」の指定管理者に指定について。

経過及び理由。本議案は、由布市観光情報発信拠点施設「由布市ツーリストインフォメーションセンター」（通称TIC）の指定管理者の指定を行うもの。

本施設の指定管理者の選定について、由布市公の施設に関する指定管理者の指定手続き等に関する条例第5条第1項第2号により、公募によらない候補者の選定がなされており、指定管理期間は平成30年4月1日から平成34年3月31日までの予定となっている。

担当課より、指定を受ける一般社団法人由布市まちづくり観光局について、市内5つの観光協会、2つの旅館組合7団体により平成28年に設立した組織であり、組織概要、実施事業等の説

明があった。

委員会では、市民から観光協会が運営しているとの認識がなされていることを指摘し、別の組織であることを周知を徹底していくべきである。ツーリストインフォメーションセンターの周辺整備について、施設完成と同時に周辺整備が終わるよう関係各課と連携し早急に対応するとの意見を付した。

慎重審査の結果、全員一致で原案可決すべきと決定しました。

続きまして、議案第64号、由布市奥江休暇村センターの指定管理者の指定について。

経過及び理由。由布市奥江休暇村センターの指定管理について、4月以降も引き続き奥江休暇村管理組合を指定管理者として指定するもの。

内容としまして、委員会では、特徴的な温泉を有している施設のため、より多くの人が利用できるように、今以上の経営努力、情報発信を行うよう意見を付した。

慎重審査の結果、全員一致で原案可決すべきと決定しました。

続きまして、議案第65号由布市庄内町特産品販売所「かぐらちゃや」の指定管理者の指定について。

由布市庄内町特産品販売所「かぐらちゃや」の指定管理について、引き続き株式会社「縁の里」を指定管理者として指定するもの。

審査内容としまして、当委員会では、特産品づくり、由布高校との連携、イベント等特色のある運営を行っているため、今後も多くの方が利用できるよう運営をしていただきたいとの意見が出された。

慎重審査の結果、全員一致で原案可決すべきと決定しました。

続きまして、議案第66号、由布市里の駅陣屋市場の指定管理者の指定について。

経過及び理由。由布市里の駅陣屋市場の指定管理について、引き続き挾間町農村女性陣屋市場組合を指定管理者として指定するもの。

内容としましては、委員会では、収益を上げる経営努力については評価している。今後も引き続き安定した運営ができるように経営努力を続けていただきたいとの意見が出されました。

慎重審査の結果、全員一致で原案可決すべきと決定しました。

続きまして、議案第67号、由布市川西農村健康交流センターの指定管理者の指定について。

由布市川西農村健康交流センターの指定管理について、引き続き株式会社「田舎の地花良」を指定管理者として指定するもの。

内容としましては、担当課より、今年度に指定管理者の運営体制が、管理組合から株式会社に変更されたとの説明を受けました。

委員会では、指定管理者の組織体制が変更されても、由布市川西農村交流センターの設置目的

が地域住民と達成できるよう努力することを求めるとの意見を付しました。

慎重審査の結果、賛成多数で原案可決すべきと決定しました。

続きまして、議案第68号、由布市下湯平地域特産物加工施設の指定管理者の指定について。

由布市下湯平地域特産品加工施設の指定管理について、引き続き下湯平地域特産物加工所管理組合を指定管理者として指定するものです。

内容としまして、委員会では、地元住民が努力していることを評価し、運営に問題は見られないため、引き続き管理・運営し、今後は若い人も加わるように努力することとの意見を付しました。

結果としまして、慎重審査の結果、全員一致で原案可決すべきと決定しました。

続きまして、議案第72号、平成29年度由布市一般会計補正予算（第4号）。

本補正予算のうち当委員会に関する主なものは、歳出、6款1項3目の農村交流施設維持管理事業26万8,000円の増額は、消防法に係る消防設備の設置義務化に伴う設置費用。8款2項1目道路維持管理事業工事請負費3,900万円の増額は、当初の見込みより多くなった維持管理費の増額のため。8款2項2目道路整備事業費15節工事請負金3,000万円の減額。17節公有財産購入費850万円の増額。19節負担金及び補助交付金4,400万円の減額。22節補償、補填及び賠償金6,530万円の増額は、市道八山線の橋のかけかえのため予算の組みかえを行うもの。8款5項1目の公営住宅整備事業促進事業工事請負費493万8,000円の増額は、市営住宅解体工事4棟分の工事費である。

結果としまして、慎重審査の結果、全員一致で原案可決すべきと決定しました。

続きまして、議案第74号、平成29年度由布市簡易水道事業特別会計補正予算（第3号）。

本補正予算は、歳入歳出予算の総額にそれぞれ239万9,000円を追加し、歳入歳出予算の総額をそれぞれ5億2,750万4,000円とするもの。

主なものは、歳入は、繰入金239万9,000円。歳出では、総務管理費19万円。維持管理事業委託料の砂上げ業務156万7,000円。公債費、償還金、利子及び割引料64万2,000円である。

担当課より、砂上げ業務については、東部簡水の砂上げ回数が年々増加しており、対策を講じるとの説明を受けた。

慎重審査の結果、全員一致で原案可決すべきと決定しました。

続きまして、議案第75号、平成29年度由布市水道事業会計補正予算（第2号）。

経過及び理由。本補正予算は、収益的収支では、水道事業収益に1,154万7,000円を追加し、総額を5億9,853万5,000円に、水道事業費用に370万円を追加し、総額を5億9,497万円にするもの。

収益的収入については、新規給水申込時加入負担金の増によるもの。収益的支出については、浄水場修繕費65万6,000円。配水管・配水施設修繕費301万7,000円。水源保護審議会の開催回数増によるもの。

慎重審査の結果、全員一致で可決すべきと決定しました。

皆様の御協議をよろしく願いいたします。

○議長（佐藤 郁夫君） 各常任委員長の報告が終わりました。

これより審議に入りますが、はいどうぞ。その場でいい。

○教育民生常任委員長（加藤 幸雄君） 失礼します。議案第73号の本補正予算案、歳入歳出予算の総額33243となっておりましても、「本補正予算案は、歳入歳出予算の総額334万3,000円を減額し」で訂正をお願いします。

○議長（佐藤 郁夫君） はい、わかりました。いいですか。

これで、各常任委員長の報告が終わりました。

これより審議に入りますが、委員長報告に対する質疑については、審査の経過と結果に対する疑義にとどめることをお願いしておきます。

まず、日程第2、議案第55号、由布市条件付返還免除型奨学資金条例の制定についてを議題として質疑を行います。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（佐藤 郁夫君） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（佐藤 郁夫君） 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これより、議案第55号を採決します。本案に対する委員長報告は可決です。本案は委員長報告のとおり決定することに賛成の方の起立を求めます。

〔議員19名中起立19名〕

○議長（佐藤 郁夫君） 起立多数です。よって、本案は委員長報告のとおり可決されました。

次に、日程第3、議案第56号、由布市議会議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部改正についてを議題として質疑を行います。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（佐藤 郁夫君） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（佐藤 郁夫君） 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これより、議案第56号を採決します。本案に対する委員長報告は可決です。本案は委員長報告のとおり決定することに賛成の方の起立を求めます。

〔議員19名中起立18名〕

○議長（佐藤 郁夫君） 起立多数です。よって、本案は委員長報告のとおり可決されました。

次に、日程第4、議案第57号、由布市特別職の職員で常勤のものの給与に関する条例の一部改正についてを議題として質疑を行います。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（佐藤 郁夫君） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（佐藤 郁夫君） 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これより、議案第57号を採決します。本案に対する委員長報告は可決です。本案は委員長報告のとおり決定することに賛成の方の起立を求めます。

〔議員19名中起立18名〕

○議長（佐藤 郁夫君） 起立多数です。よって、本案は委員長報告のとおり可決されました。

次に、日程第5、議案第58号、由布市職員の給与に関する条例の一部改正についてを議題として質疑を行います。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（佐藤 郁夫君） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（佐藤 郁夫君） 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これより、議案第58号を採決します。本案に対する委員長報告は可決です。本案は委員長報告のとおり決定することに賛成の方の起立を求めます。

〔議員19名中起立19名〕

○議長（佐藤 郁夫君） 起立多数です。よって、本案は委員長報告のとおり可決されました。

次に、日程第6、議案第59号、由布市税特別措置条例の一部改正についてを議題として質疑を行います。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（佐藤 郁夫君） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（佐藤 郁夫君） 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これより、議案第59号を採決します。本案に対する委員長報告は可決です。本案は委員長報告のとおり決定することに賛成の方の起立を求めます。

〔議員19名中起立19名〕

○議長（佐藤 郁夫君） 起立多数です。よって、本案は委員長報告のとおり可決されました。

次に、日程第7、議案第60号、由布市教育委員会教育長の給与、勤務時間等に関する条例の一部改正についてを議題として質疑を行います。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（佐藤 郁夫君） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（佐藤 郁夫君） 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これより、議案第60号を採決します。本案に対する委員長報告は可決です。本案は委員長報告のとおり決定することに賛成の方の起立を求めます。

〔議員19名中起立18名〕

○議長（佐藤 郁夫君） 起立多数です。よって、本案は委員長報告のとおり可決されました。

次に、日程第8、議案第61号、由布市地域活性化拠点施設「おおつる交流センター」の指定管理者の指定についてを議題とします。

ここで、地方自治法第117条の規定により、大津留まちづくり協議会の顧問であります佐藤 人已君の退場を求めます。

〔16番 佐藤 人已君 退場〕

○議長（佐藤 郁夫君） 議案第61号について質疑を行います。質疑はありませんか。溝口議員。

○議員（14番 溝口 泰章君） 14番、溝口です。

委員長にお伺いします。委員会の意見として、地域の活動も大いに期待するが、行政の後押しを望むという意見を付しておりますけれども、この行政の後押しとは、具体的にどのようなことを指すのか。また、その後、行政の後押しによって、どのような効果を期待しているのか。そのあたりの経過についてお伺いします。

○議長（佐藤 郁夫君） 甲斐裕一君。

○総務常任委員長（甲斐 裕一君） 行政の後押しというのは、5年間の補助がございます。しかし、これが終わった後には、初めての試みでありますので、どういう経過を皆さんが望んでいるか。それと、今、少子高齢化ということで、非常に村の活性化はなされておられません。そういう中で、行政の後押しというのは、お金ではなく、人的な指導、それから助成、指導、助成と言い

ますか手助け、それをお願いしたいということで、委員会として意見を付しました。

○議長（佐藤 郁夫君） 溝口泰章君。

○議員（14番 溝口 泰章君） ということは、事務的なお手伝いというのわかります。補助については、これは金銭を伴うわけですので、どのように、どんな項目で、どう補助を行うのか。また、形としてそういう補助などを行う場合には、当然要綱なりの規定が必要なんですけども、そういう準備については、どのような状況でしょうか。

○議長（佐藤 郁夫君） 甲斐裕一君。

○総務常任委員長（甲斐 裕一君） 要綱とか、そういうのは担当課のほうで用意しますので、それに準じて大津留協議会が事業をなしていけばいいと思っております。

そういう中で、先ほどから言いますように、そういう面について指導、助成が必要じゃあないかなということをございます。

○議長（佐藤 郁夫君） 溝口泰章君。3回目です。

○議員（14番 溝口 泰章君） 担当課が用意するというのであれば、その用意の内容も、当然審査の対象にして、今回の経過及び理由の中に入るべきであると思えますし、この大津留交流センターというのは、今後、市内さまざまな地域で同様の形態の拠点施設が建設、もしくは運営されると思えます。

それについての展望は、どのように話したのか。きちんとした展望を教えてください。

○議長（佐藤 郁夫君） 甲斐裕一君。

○総務常任委員長（甲斐 裕一君） 展望といっても、初めて試むことですから、地域の方も徐々にはそれを要綱に通じていっていただけるものと思っております。

要綱については、必要であれば課のほうから取り寄せてお渡ししたいと思います。

以上です。

○議長（佐藤 郁夫君） ほかに質疑はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（佐藤 郁夫君） これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（佐藤 郁夫君） 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これより、議案第61号を採決します。本案に対する委員長報告は可決です。本案は委員長報告のとおり決定することに賛成の方の起立を求めます。

〔議員18名中起立18名〕

○議長（佐藤 郁夫君） 起立多数です。よって、本案は委員長報告のとおり可決されました。

ここで、佐藤人巳君の入場を許可します。事務局、連絡をお願いします。

〔16番 佐藤 人巳君 入場〕

○議長（佐藤 郁夫君） ただいま議案第61号につきまして可決されましたので、お知らせいたします。

次に、日程第9、議案第62号、由布市湯布院福祉センターの指定管理者の指定についてを議題とします。

ここで、地方自治法117条の規定により、由布市社会福祉協議会の副会長であります瀏野けさ子さんの退場を求めます。

〔15番 瀏野けさ子君 退場〕

○議長（佐藤 郁夫君） 議案第62号について質疑を行います。質疑はありますか。太田洋一郎君。

○議員（8番 太田洋一郎君） 質疑の前に、先日の13日の議案質疑のところ、私の発言といえますか、そのところの訂正を求める声がございましたので、それを調べた結果、私が誤りがあったということで、訂正をさせていただきたいと思っております。

湯布院の施設、指定管理をされる施設の中に、機械浴というデイサービスの通所の方のお風呂を入浴させるための機械浴という設備があるかのように、私、発言しておりましたけれども、それは私の勘違いでございまして、そういった施設の整備はないということで訂正させていただきたい。

それと、今度の指定管理を受ける社会福祉法人の代表の方がかわられた旨を、民生委員さん等に報告してないという事案もありましたが、これは10月5日に新しく着任されて、のちに11月の理事会で報告をされたということ、民生委員さんの理事会ですね。若干のタイムラグありましたけれども、説明はあったということで、訂正させていただきたいと。

質疑でございますけれども、平成29年4月以降廃止された通所デイサービスの事業について、今後、再考されるといいますか、また再開される見通しがあるのか、ないのか。それは委員会のほうで話されたのかお伺いいたします。

○議長（佐藤 郁夫君） 加藤幸雄君。

○教育民生常任委員長（加藤 幸雄君） 太田議員の質問にお答えします。

由布院のデイサービスが29年4月から廃止されておりますけれども、今後、ここに書いてありますけれども、老老介護や介護難民というのが、あと数年で団塊世代の方が75歳以上の後期高齢者になる。そういうときに、こういうサービスというのは湯布院の方、大変好んでやっておられましたので、こういう管理の仕方については市が補助金を出して社協のほうにお願いするとか、だめであれば民間の方に今までのような介護予防ができるようなことをお願いするというのを、

執行部のほうにお願いをしております。

以上です。

○議長（佐藤 郁夫君） 太田洋一郎君。

○議員（8番 太田洋一郎君） 分かりました。市内、特に湯布院町内の方々は、この通所のデイを再開する声が非常に多くあると思います。それは社会福祉法人の社協に対して、非常に期待をする声が多いあらわれだと思しますので、今後もこういったことをしっかりと委員会で審議していく中で、当初、デイサービスは休止ということでありましたけれども、その後に廃止になったということもございますので、そういったことも踏まえながら、しっかりと審議を今後もしていただきたいというふうに思っております。

以上です。

○議長（佐藤 郁夫君） 答弁要りますか。ほかに。野上安一君。

○議員（9番 野上 安一君） 教育民生委員長にお尋ねします。

まず、委員から指定管理者の指定についてやむを得ないものの。このやむを得なく可決したのかどうなのかということについて、確認のためにお尋ねします。

次に、市民に不利益にならないよう。さらに補助金を出す等の施策は講じる必要があるのではないか。どうも委員長答弁が、やむを得ない事情とか、不利益にならないようとか、施策を講じる必要があるのではないかということのことについて説明をお願いいたします。詳細説明をしてください。

○議長（佐藤 郁夫君） 加藤幸雄君。

○教育民生常任委員長（加藤 幸雄君） 指定管理の中で、デイサービスだけが全てじゃないものですから、ここの廃止したことについては、民間の方にお願ひすとか、庄内のほうに行くとかいう話もありましたけども、どうしても行けない方もおられるということもあったので、やむを得ないという言葉を使わしてもらいました。

不利益にならないというのは、同じような形になるんですけども、できるだけ復活できればいいという話も出たんですけど、それは無理であろうということで、それよりも、今後始める事業所提案型通所事業。介護予防ならぬ前の段階。デイサービスに行く前の段階の方を、ならないようにするのを事業に取り組んでいくので、その辺である程度のカバーをしていきたいということがありました。

それから、補助金を交付する必要があるのではないかというのは、先ほどお話ししましたが、これからは老老介護や介護難民というのが必ず生まれてくる可能性が多いものですから、こういう地元になじんだサービスというのが講じる必要があるというのが、講じてほしいというお願いの執行部に意見を出したということでございます。

○議長（佐藤 郁夫君） 野上安一君。

○議員（9番 野上 安一君） わかりました。ありがとうございました。

特に、下から3行目、市民に不利益にならないよう指定管理者、または市が補助金を出す等の施策を講じる必要があるのではないかという意見ですが、これは湯布院町民の方は、湯布院地域で、あの立派な福祉施設で介護保険3事業を期待しております。

しかも、あの由布市の湯布院事務所の施設は、介護保険をベースにした施設ではないかな。ほかの事業をやっていることも、確かに頑張っていていただいております。しかし、湯布院町民の方は、介護保険事業に係る3事業を庄内地域の本所に移動したことに対する不利益、不満ということをいっぱい思っているんじゃないかと。

これについて、委員会ほうからは指定管理者、いわゆる社会福祉協議会、または市が補助金を出そうというのは指定管理者に補助金を出して、この介護保険を復活してほしいという意見が出されたのか。市が、湯布院地域で介護事業をされるように補助金を出すよう施策を講じる必要があるのではないかと議論ですが、その議論はどういう議論だったのですか、教えてください。

○議長（佐藤 郁夫君） 加藤幸雄君。

○教育民生常任委員長（加藤 幸雄君） 市民の方に不利益にならないということと、先ほどもお答えしましたけども、由布市民の方は、このデイサービスをすごくなじんでいるということと、文書の書き方、説明が悪いんですが、市が補助金を出して指定管理者に今までと同様のデイサービスができるように、施策を講じる必要があるのではないかと提案したということとでございます。

○議長（佐藤 郁夫君） よろしいですか。ほかに質疑はありませんか。いいですか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（佐藤 郁夫君） これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論はありませんか。太田洋一郎君。

○議員（8番 太田洋一郎君） 私は、断腸の思いで反対討論をさせていただきます。

当初、いたし方ないというふうに、いたし方ないという表現は悪いんですが、社会福祉法人の社協に指定管理を行うのはいたし方ないというふうな判断でございましたけれども、先週土曜日ですか、午後1時ごろ約41分間、関係者からある意味恫喝を受けるようなお電話をいただきました。

先ほどの訂正した部分も、もちろん指摘されておりましたので、その部分は真摯に受けとめまして、先ほど訂正をさせていただきましたけれども、内容といたしましては、ほんとに個人を誹謗中傷するような内容でございました。

そういった中の関係者が、この社会福祉協議会の中におられるということ自体が、私は非常に

ある意味問題だと思っております。組織自体のそういった意味での内容と言いますか、そういったところに疑義を感じるものでございますので、この議案第62号の指定管理についてのこの議案は反対とさせていただきます。

○議長（佐藤 郁夫君） ほかに討論。佐藤孝昭君。

○議員（1番 佐藤 孝昭君） 1番、佐藤孝昭です。

議案第62号由布市湯布院福祉センターの指定管理の指定についての、私は賛成の討論をいたします。

指定管理予定者である社会福祉法人由布市社会福祉協議会は、本施設開設以降、福祉サービスである各事業及び福祉管理等の実績は、議案のとおりで適任であると、私は思っております。

しかし、委員長報告でもありましたように、一部廃止された事業により、湯布院町民の方の不安や不信があるとは考えておりますので、今後、信頼回復に向け事業の推進及び運営を要望いたしまして、賛成討論とさせていただきます。

○議長（佐藤 郁夫君） ほかにございませんか、討論は。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（佐藤 郁夫君） これで討論を終わります。

これより、議案第62号を採決します。本案に対する委員長報告は可決です。本案は委員長報告のとおり決定することに賛成の方の起立を求めます。

〔議員18名中起立15名〕

○議長（佐藤 郁夫君） 起立多数です。よって、本案は委員長報告のとおり可決されました。

ここで、瀏野けさ子さんの入場を許可します。

〔15番 瀏野けさ子君 入場〕

○議長（佐藤 郁夫君） ただいま議案第62号につきまして可決されましたので、お知らせをいたします。

ここで暫時休憩とします。再開は11時10分とします。

午前11時01分休憩

.....

午前11時10分再開

○議長（佐藤 郁夫君） 再開します。

次に、日程第10、議案第63号、由布市観光情報発信拠点施設「由布市ツーリストインフォメーションセンター」の指定管理者の指定についてを議題として質疑を行います。質疑はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（佐藤 郁夫君） 質疑なしと認めます。質疑を終わります。

これから討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（佐藤 郁夫君） 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これより、議案第63号を採決します。本案に対する委員長報告は可決です。本案は委員長報告のとおり決定することに賛成の方の起立を求めます。

〔議員19名中起立19名〕

○議長（佐藤 郁夫君） 起立多数です。よって、本案は委員長報告のとおり可決されました。

次に、日程第11、議案第64号、由布市奥江休暇村センターの指定管理者の指定についてを議題として質疑を行います。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（佐藤 郁夫君） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（佐藤 郁夫君） 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これより、議案第64号を採決します。本案に対する委員長報告は可決です。本案は委員長報告のとおり決定することに賛成の方の起立を求めます。

〔議員19名中起立19名〕

○議長（佐藤 郁夫君） 起立多数です。よって、本案は委員長報告のとおり可決されました。

次に、日程第12、議案第65号、由布市庄内特産品販売所「かぐらちゃや」の指定管理者の指定についてを議題として質疑を行います。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（佐藤 郁夫君） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（佐藤 郁夫君） 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これより、議案第65号を採決します。本案に対する委員長報告は可決です。本案は委員長報告のとおり決定することに賛成の方の起立を求めます。

〔議員19名中起立19名〕

○議長（佐藤 郁夫君） 起立多数です。よって、本案は委員長報告のとおり可決されました。

次に、日程第13、議案第66号、由布市里の駅陣屋市場の指定管理者の指定についてを議題とします。

ここで地方自治法第117条の規定により、挾間町農村女性陣屋市場組合代表の配偶者であります平松恵美男君の退場を求めます。

〔7番 平松恵美男君 退場〕

○議長（佐藤 郁夫君） 議案第66号について質疑を行います。質疑はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（佐藤 郁夫君） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（佐藤 郁夫君） 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これより、議案第66号を採決します。本案に対する委員長報告は可決です。本案は委員長報告のとおり決定することに賛成の方の起立を求めます。

〔議員18名中起立18名〕

○議長（佐藤 郁夫君） 起立多数です。よって、本案は委員長報告のとおり可決されました。

ここで平松恵美男君の入場を許可します。事務局、連絡をお願いします。

〔7番 平松恵美男君 入場〕

○議長（佐藤 郁夫君） ただいま議案第66号につきまして可決されましたので、お知らせします。

次に、日程第14、議案第67号、由布市川西農村健康交流センターの指定管理者の指定についてを議題として質疑を行います。質疑はありますか。溝口泰章君。

○議員（14番 溝口 泰章君） 14番、溝口です。

委員長にお伺いします。管理組合から株式会社に変更があったということですが、その理由についてどのような流れであったのか教えていただきたい。

もう一つが、設置目的が地域住民と達成できるようにという努力を求めています。これはとりもなおさず、こういう表現というのはその懸念があるというふうに受け取れるんですけども、そこを御説明いただきたいということ。

そして、最後に賛成多数でございます。全会一致ではございませんので、賛成多数ということで、原案に反対な議員がいらっしゃるということですが、その具体的な内容について。

この3点を教えてください。

○議長（佐藤 郁夫君） 産業建設常任委員長、鷲野弘一君。

○産業建設常任委員長（鷲野 弘一君） 溝口議員にお答えいたします。

株式会社に変更したのは、理由としましては、由布市に合併前に施設をどうするかという話の時に、もう払い下げというんですか、譲渡をするというふうな話が出たという話を聞いておりま

す。そのときに、個人ではなかなか難しいと。そのために、組合をつくったほうがいいということ。組合と言うんですか、そういう組織をつくったことがいいということで、株式をという話は前からあったふうに聞いております。

今回、する中において、大きなものを購入したりとかする時に、現在の組合体制であったら、代表者がものを買う時の責任者となると。相当、責任者のリスクを大きいと。そういうことで株式にして、会社組織の中でやったらどうかという話の中で株式にしたと。

これについては、農政課のほうに株式にする時の変更内容の申請等を行っておりますので、これは私たちが中に入ることじゃあなく、問題がなく片づいているというふうに思っております。

それと、2番目が何じゃったですかね。（「地域住民と達成できるよう努力する」と呼ぶ者あり）努力する。これも3番目と一緒に重なるんですけども、内部で組合から株式会社が変わる時に、元の組織とも内容でいろいろなあつれきというんですか、ものが出てきたと。そういうふうなことがあるというような話が出ましたので、地域とのあつれきをなくすためにもそうしてくれということで、2番、3番は一緒の意味でそういうふうにしております。

以上です。

○議員（14番 溝口 泰章君） 賛成多数だけ、1人か2人何か分からんけど。

○産業建設常任委員長（鷺野 弘一君） 中の人数が何人ちゅうことをお答えしますか。

今その中にいるのと一緒に、地域の方の意見をもって、現状の株式会社ではない、地元の方の中に、元どうであったかというふうなあつれきというたら失礼になるかもしれませんが、そういうことがあった。意見を持って来られた方たちが反対をされたということです。

○議長（佐藤 郁夫君） 溝口泰章君。

○議員（14番 溝口 泰章君） ということは、反対なさっている方が、元管理組合の中にいらっしゃって、そこから新たに株式会社に移行して、リスクを避けるためにもそういう組織変更がいいんだというふうに、管理組合から株式に移る時の移行の際には反対、賛成も含めて協議なさって、この株式会社に移ったということですね。

○議長（佐藤 郁夫君） 産業建設常任委員長、鷺野弘一君。

○産業建設常任委員長（鷺野 弘一君） ちょっと難しいんですけども、一応株式に変わるちゅうことは、事前内容については農政課のほうにそういうふうな変更届は出しておりますので、私たちがそこでいろいろ言うことはないんじゃないかというふうに思ってますけど、答えになりませんか。

○議員（14番 溝口 泰章君） まあ、いいです。

○議長（佐藤 郁夫君） ほかに質疑ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（佐藤 郁夫君） これでは質疑を終わります。

これから討論を行います。討論はありませんか。太田洋一郎君。

○議員（8番 太田洋一郎君） 反対討論をさせていただきます。

私、同委員会の中で、委員会の中では反対をした議員として、どうしても反対討論をするべきだというふうに判断して討論させていただきます。

まず、委員会の中で、代表の方にお越しいただいて、いろいろ事情を説明していただきましたけれども、その中で、先ほど溝口議員からの質問といいますか、質疑の中で、法人に移ると、株式会社に移る部分は農政課と協議をして変更届を出しておりますということで、顛末書も見せていただきました。

確かに、ことしの2月28日に臨時総会を開いて決議をしたということでございますけれども、その後いろいろその総会に出られた方にお話を聞くと、法人に移行するということがいいでしょうというふうなお答えでございましたけど、ただ株式会社にするのか、一般社団法人にするのかいろんな方式があると思いますが、そこを検討することを認めたということであって、この株式会社を認めたということではないように思いますと、総会の中身がですね。そういったことも出てまいりました。

そして、疑義に思うところの中で、財務といいますか、管理組合さんが、今まで、ことしの3月までやっておられたんですけども、それから管理組合を閉じて、今の体制になったんですが、今の体制になる前の管理組合の総会が開かれていない。要は会計報告がなかなかなされていないということで、そのところで疑義を持っておられると。

そして、設置目的の中に、ここにありますのは、当初、平成8年にスタートした時の規約なんですけれども、この中の役員の構成の中で、各自治委員さんが9自治区あるんですけども、その自治委員さんが必ず入るようなことになってるんですが、それが、いつの間にかというのはおかしいんですが、今はそういう形態に少し乖離してるんじゃないかということで、地域全体の声がなかなか入っていかない。

もともと、川西地区の活性化のために設置したところから、少し乖離してるんじゃないかというところ。

そして、設置目的の地域の活性化という部分で、ことしの11月5日に行われました川西の産業文化祭の開催に当たって、当初、毎年使っておりました来賓用の駐車場があるんですが、それが今、この株式会社が管理をしているというところで、川西を上げてのまちづくりのための準備において、最終的には駐車場が使えるようになったんですが、当初は株式会社のほうから、ことは貸せませんというふうな内容の申し出があったということで、そもそも川西の地域づくりのために、しっかり貢献していくという施設が、なぜそういうふうなことになったのかなというところ。

ころも疑問に思うところでございます。

そして、一つ問題なのは、今、川西の公民館がございまして、交流センターがございまして、浄化槽及び水道は一元的に川西公民館の予算でやられているはずなんですけれども、そのすみ分けを株式会社になるのであれば、浄化槽の使用料であったり、水道料も、今、川西公民館の予算で支払われておりますけれども、そのすみ分けもしっかりできていないということで、私は、この委員会で何とか継続にして、その部分をしっかりクリアした後にやるべきだというふうに思っておりますが、それがなされなかったという意味で、先ほど申しましたような疑義がある分を理由に反対させていただきます。

○議長（佐藤 郁夫君） 次に、通常原案賛成者の討論を受けたいんですがございますか。じゃあ、ほかに討論ございますか。いいですか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（佐藤 郁夫君） これで討論を終わります。

これより、議案第67号を採決します。本案に対する委員長報告は可決です。本案は委員長報告のとおり決定することに賛成の方の起立を求めます。

〔議員19名中起立17名〕

○議長（佐藤 郁夫君） 起立多数です。よって、本案は委員長報告のとおり可決されました。

次に、日程第15、議案第68号由布市下湯平地域特産物加工施設の指定管理者の指定についてを議題として質疑を行います。質疑はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（佐藤 郁夫君） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（佐藤 郁夫君） 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これより、議案第68号を採決します。本案に対する委員長報告は可決です。本案は委員長報告のとおり決定することに賛成の方の起立を求めます。

〔議員19名中起立19名〕

○議長（佐藤 郁夫君） 起立多数です。よって、本案は委員長報告のとおり可決されました。

次に、日程第16、議案第69号由布市乙丸温泉館の指定管理者の指定についてを議題とします。

ここで、地方自治法第117条の規定により、乙丸区の顧問であります溝口泰章君と長谷川建策君及び加藤裕三君の退場を求めます。

〔14番 溝口 泰章君、19番 長谷川建策君、6番 加藤 裕三君 退場〕

○議長（佐藤 郁夫君） 議案第69号について質疑を行います。質疑はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（佐藤 郁夫君） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（佐藤 郁夫君） 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これより、議案第69号を採決します。本案に対する委員長報告は可決です。本案は委員長報告のとおり決定することに賛成の方の起立を求めます。

〔議員16名中起立16名〕

○議長（佐藤 郁夫君） 起立多数です。よって、本案は委員長報告のとおり可決されました。

ここで、溝口泰章君と長谷川建策君及び加藤裕三君への入場を許可します。事務局、連絡をお願いします。

〔14番 溝口 泰章君、19番 長谷川建策君、6番 加藤 裕三君 入場〕

○議長（佐藤 郁夫君） ただいま議案第69号につきまして可決されましたので、お知らせします。

次に、日程第17、議案第70号由布市狭霧台園地の指定管理者の指定についてを議題とします。

ここで、地方自治法第117条の規定により、由布岳南山麓景観保全機構の顧問であります加藤幸雄君と野上安一君の退場を求めます。

〔10番 加藤 幸雄君、9番 野上 安一君 退場〕

○議長（佐藤 郁夫君） 議案第70号について質疑を行います。質疑はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（佐藤 郁夫君） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（佐藤 郁夫君） 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これより、議案第70号を採決します。本案に対する委員長報告は可決です。本案は委員長報告のとおり決定することに賛成の方の起立を求めます。

〔議員17名中起立17名〕

○議長（佐藤 郁夫君） 起立多数です。よって、本案は委員長報告のとおり可決されました。

ここで、加藤幸雄君と野上安一君の入場を許可します。事務局、連絡をお願いします。

〔10番 加藤 幸雄君、9番 野上 安一君 入場〕

○議長（佐藤 郁夫君） ただいま議案第70号につきまして可決されましたので、お知らせします。

次に、日程第18、議案第71号大分地域広域市町村圏協議会の廃止に関する協議についてを議題として質疑を行います。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（佐藤 郁夫君） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（佐藤 郁夫君） 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これより、議案第71号を採決します。本案に対する委員長報告は可決です。本案は委員長報告のとおり決定することに賛成の方の起立を求めます。

〔議員19名中起立19名〕

○議長（佐藤 郁夫君） 起立多数です。よって、本案は委員長報告のとおり可決されました。

次に、日程第19、議案第72号平成29年度由布市一般会計補正予算（第4号）を議題として質疑を行います。質疑はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（佐藤 郁夫君） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（佐藤 郁夫君） 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これより、議案第72号を採決します。本案に対する委員長報告は可決です。本案は委員長報告のとおり決定することに賛成の方の起立を求めます。

〔議員19名中起立19名〕

○議長（佐藤 郁夫君） 起立多数です。よって、本案は委員長報告のとおり可決されました。

次に、日程第20、議案第73号平成29年度由布市介護保険特別会計補正予算（第2号）を議題として質疑を行います。質疑はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（佐藤 郁夫君） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（佐藤 郁夫君） 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これより、議案第73号を採決します。本案に対する委員長報告は可決です。本案は委員長報

告のとおり決定することに賛成の方の起立を求めます。

〔議員19名中起立19名〕

○議長（佐藤 郁夫君） 起立多数です。よって、本案は委員長報告のとおり可決されました。

次に、日程第21、議案第74号平成29年度由布市簡易水道事業特別会計補正予算（第3号）を議題として質疑を行います。質疑はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（佐藤 郁夫君） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（佐藤 郁夫君） 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これより、議案第74号を採決します。本案に対する委員長報告は可決です。本案は委員長報告のとおり決定することに賛成の方の起立を求めます。

〔議員19名中起立19名〕

○議長（佐藤 郁夫君） 起立多数です。よって、本案は委員長報告のとおり可決されました。

次に、日程第22、議案第75号平成29年度由布市水道事業会計補正予算（第2号）を議題として質疑を行います。質疑はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（佐藤 郁夫君） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（佐藤 郁夫君） 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これより、議案第75号を採決します。本案に対する委員長報告は可決です。本案は委員長報告のとおり決定することに賛成の方の起立を求めます。

〔議員19名中起立19名〕

○議長（佐藤 郁夫君） 起立多数です。よって、本案は委員長報告のとおり可決されました。

○議長（佐藤 郁夫君） 次に、日程第23、議会広報編集特別委員会の設置を議題とします。

お諮りします。議会広報編集及び発行に関する調査・研究のため、委員会条例第6条第1項及び第2項の規定により、9人の委員で構成する議会広報編集特別委員会を設置したいと思います。これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（佐藤 郁夫君） 異議なしと認めます。よって、9人の委員をもって構成する議会広報編

集特別委員会を設置することに決定いたしました。

それでは、議会広報編集特別委員会委員の選任を行います。

お諮りします。議会広報編集特別委員会委員の選任については、委員会条例第8条第1項の規定により、田中真理子さん、鷺野弘一君、加藤幸雄君、平松恵美男君、加藤裕三君、田中廣幸君、吉村益則君、高田龍也君、佐藤孝昭君、以上9人を指名したいと思います。御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（佐藤 郁夫君） 異議なしと認めます。よって、議会広報編集特別委員会委員は、ただいま指名しました方を選任することに決定しました。

ここで、暫時休憩します。

午前11時33分休憩

.....

午前11時34分再開

○議長（佐藤 郁夫君） 再開します。

休憩中に議会広報編集特別委員会委員長、副委員長の互選が行われ、その結果が議長の手元に届いていますので報告をいたします。

委員長に加藤幸雄君、副委員長に佐藤孝昭君、以上のとおり選任された旨報告がありました。

.....

○議長（佐藤 郁夫君） 次に、日程第24、議会活性化調査特別委員会の設置の件を議題とします。

お諮りします。議会活性化に関する調査・研究のため、委員会条例第6条第1項及び第2項の規定により、9人の委員で構成する議会活性化調査特別委員会を設置したいと思います。これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（佐藤 郁夫君） 異議なしと認めます。よって、9人の委員で構成する議会活性化調査特別委員会を設置することに決定いたしました。

それでは、議会活性化調査特別委員会委員の選任を行います。

お諮りします。議会活性化調査特別委員会委員の選任については、委員会条例第8条第1項の規定により、田中真理子さん、瀏野けさ子さん、溝口泰章君、甲斐裕一君、工藤俊次君、太田洋一郎君、坂本光広君、高田龍也君、佐藤孝昭君の以上9人を指名したいと思います。御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（佐藤 郁夫君） 異議なしと認めます。よって、議会活性化調査特別委員会委員は、ただ

いま指名しました方を選任することに決定しました。

ここで、暫時休憩します。

午前11時35分休憩

.....
午前11時36分再開

○議長（佐藤 郁夫君） 再開します。

休憩中に議会活性化調査特別委員会委員長、副委員長の互選が行われ、その結果が議長の手元に届いていますので報告いたします。

委員長に溝口泰章君、副委員長に坂本光広君、以上のとおり選任された旨、報告がありました。

.....
○議長（佐藤 郁夫君） 次に、日程第25、日出生台演習場対策特別委員会の設置を議題とします。

お諮りします。日出生台演習場周辺住民の安心・安全を確保するため、委員会条例第6条第1項及び第2項の規定により、10人の委員で構成する日出生台演習場対策特別委員会を設置したいと思います。これに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（佐藤 郁夫君） 異議なしと認めます。よって、10人の委員で構成する日出生台演習場対策特別委員会を設置することに決定しました。

次に、日出生台演習場対策特別委員会委員については、委員会条例第8条第1項の規定により、長谷川建策君、佐藤人巳君、溝口泰章君、鷲野弘一君、加藤幸雄君、野上安一君、太田洋一郎君、加藤裕三君、吉村益則君、高田龍也君の以上10人を指名したいと思います。御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（佐藤 郁夫君） 異議なしと認めます。よって、日出生台演習場対策特別委員会委員は、ただいま指名しました方を選任することに決定しました。

ここで、暫時休憩します。

午前11時37分休憩

.....
午前11時37分再開

○議長（佐藤 郁夫君） 再開します。

休憩中に日出生台演習場対策特別委員会委員長、副委員長の互選が行われ、その結果が議長の手元に届いていますので報告いたします。

委員長に野上安一君、副委員長に鷺野弘一君、以上のとおり選任された旨、報告がありました。

○議長（佐藤 郁夫君） 次に、日程第26、予算特別委員会の設置を議題とします。

お諮りします。平成30年度当初予算議案の審査及び調査のため、委員会条例第6条第1項及び第2項の規定により、20人委員全員で構成する予算特別委員会を設置したいと思います。これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（佐藤 郁夫君） 異議なしと認めます。よって、20人の議員全員で構成する予算特別委員会を設置することに決定しました。

ここで、暫時休憩します。

午前11時38分休憩

.....

午前11時39分再開

○議長（佐藤 郁夫君） 再開します。

休憩中に予算特別委員会委員長、副委員長の互選が行われ、その結果が議長の手元に届いていますので報告いたします。

委員長に長谷川建策君、副委員長に甲斐裕一君、以上のとおり互選された旨、報告がありました。

ここで、暫時休憩します。

午前11時39分休憩

.....

午前11時39分再開

○議長（佐藤 郁夫君） 再開します。

お諮りします。ただいま各委員会から閉会中の継続審査・調査申出書が提出されております。については、この一件を日程に追加し、追加日程第1として議題にいたしたいと思います。これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（佐藤 郁夫君） 異議なしと認めます。よって、この一件は追加日程第1として議題とすることに決定いたしました。

追加日程第1. 閉会中の継続審査・調査申出書

○議長（佐藤 郁夫君） 追加日程第1、閉会中の継続審査・調査申出書の件を議題とします。

各常任委員会及び議会運営委員会の各委員長から、会議規則第111条の規定により、お手元に配付しておりますように、閉会中の継続審査・調査の申し出があります。

お諮りします。各委員長からの申し出とおり、閉会中の継続審査・調査することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（佐藤 郁夫君） 異議なしと認めます。よって、各委員長から申し出のとおり、閉会中の継続審査・調査とすることに決定いたしました。

○議長（佐藤 郁夫君） 以上で、今期定例会に付議されました案件は全て終了いたしました。会議を閉じます。

これで平成29年第4回由布市議会定例会を閉会します。御苦勞でございました。

午前11時41分閉会

会議の経過を記載して、その相違ないことを証するため、ここに署名する。

議 長

署名議員

署名議員